

大学図書館研究会シンボルマーク使用規程

2020年12月20日

大学図書館研究会

シンボルマーク募集小委員会

- 第1条 この規程は、大学図書館研究会（以下「大図研」という）のシンボルマークの使用に関して、必要な事項を定めるものである。
- 第2条 この規程における「シンボルマーク」とは、大学図書館研究会の創立五十周年を記念して2020年に制定されたシンボルマーク（規程別紙1）を指す。
- 第3条 シンボルマークに関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）に基づく権利をいう。以下同じ）および商標権（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）に基づく権利をいう。以下同じ）その他一切の権利は大学図書館研究会に帰属する。
- 第4条 シンボルマークは、大図研の活動において大図研会員および地域グループ、研究グループ等が会報、会誌、全国大会、大図研オープンカレッジ（DOC）、地域グループ活動等、多岐に渡って使用できるものとする。
- 第5条 シンボルマークの使用については、原則として無償とする。
- 第6条 シンボルマークを使用しようとする者（以下「申請者」という）は、「大学図書館研究会シンボルマーク使用許諾申請書」（規程別紙2）に所定の事項を記入し、シンボルマークを使用する文書、ポスター、フライヤー等の完成見本もしくは完成予想図を添えて、あらかじめ大図研常任委員会（以下「常任委員会」という）に申請するものとする。事後の申請は、常任委員会がやむを得ない事情があると判断した場合を除き、これを認めない。
- 第7条 常任委員会は、前条の規定による申請があったときは、すみやかにその内容を審査し、シンボルマークの使用を許諾するときは、「大学図書館研究会シンボルマーク使用許

諾通知書」(規程別紙 3)により申請者に通知する。常任委員会は許諾するにあたり、必要な条件を付することができる。

第8条 常任委員会は、申請内容が次の各号の一に該当すると認められるときは、使用を許諾しない。この場合、常任委員会は「大学図書館研究会シンボルマーク使用不許諾通知書」(規程別紙 4)により申請者に通知する。

- 1) 大図研の信用または品位を損なうおそれがあるとき。
- 2) 法令及び公序良俗に反するおそれがあるとき。
- 3) 商標法に基づく商標、意匠法(昭和34年法律第125号)に基づく意匠等として独占的に利用するおそれがあるとき。
- 4) 大図研が特定の個人、政党又は宗教団体を支援、または公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- 5) シンボルマークのイメージを損なうおそれがあると判断されたとき。
- 6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が関わる行事等で使用する時。
- 7) 前各号に掲げるもののほか、シンボルマークの利用について不相当と判断される事由があるとき。

第9条 シンボルマークの使用期間は、使用を承認した日から起算して1年間とする。使用期間満了後において、シンボルマークを引き続き使用する場合は、改めて前条に規定する使用の承認を受けなければならない。

第10条 使用許諾を受けた申請者は、次に掲げる各号を遵守すること。

- 1) 定められた色、形等を正しく使用する。
- 2) デザインの改変等の応用使用はしない。
- 3) 申請内容に反する利用をしない。
- 4) 許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しない。
- 5) シンボルマークを使用した物件について、商標法による商標登録または意匠法による意匠登録等の出願を行わない。

第11条 常任委員会は、申請者が次の各号の一に該当すると認められるときは、許諾を取り消すとともに、シンボルマークを使用した物件等の回収等の措置を請求することができる。

- 1) 第8条各号の一に該当するとき。
- 2) 偽りその他不正な手段により、使用の許諾を受けたとき。
- 3) 第10条各号に掲げる遵守事項に違反したとき。
- 4) 前各号に掲げるもののほか、シンボルマークの使用を継続することが適当でないとき。

第12条 常任委員会は、前項の規程により許諾を取り消したときは、「大学図書館研究会シンボルマーク使用許諾取消通知書」（規程別紙5）により、当該取消しをした申請者に通知するものとする。

第13条 常任委員会は、申請者が第11条、第12条の規程により許諾を取り消されたにもかかわらず、当該許諾に係る物件の使用を中止しない場合は、著作権法その他の法令の規定に基づき、使用の差止めその他の必要な措置を講ずることができる。

第14条 大図研は、次の各号に掲げるものについて損害賠償、損失補償その他の法律上の責任を一切負わない。

- 1) 第12条の規定による許諾の取消しにより申請者に生じた損害又は損失
- 2) シンボルマークの使用により、申請者又は第三者に生じた損害又は損失

第15条 申請者は、第11条各号の一に該当した場合において、大図研に損害を与えたときは、その損害について賠償しなければならない。

第16条 常任委員会は、シンボルマークの使用状況等に関し、必要があると認めるときは、申請者に対し報告を求め、または実地に調査をすることができる。

第17条 申請者は、「大学図書館研究会シンボルマーク使用許諾申請書」に記載した申請者の住所、氏名及び連絡先について変更が生じたときは、速やかに常任委員会へ報告すること。

第18条 シンボルマークの取扱いに係る事務は、常任委員会及び事務局が所管する。

第19条 この規程に定めるもののほか、シンボルマークの使用に関し必要な事項は、常任委員会が別に定め全国委員会の承認を得るものとする。

附則

この規程は 年 月 日より施行する。